

◎毎年1回の産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の提出期限は、6月30日です。毎月の給与計算時に、①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。



「取締役の就任や辞任と合わせて監査役を無くす事に。議事録の作成をして欲しい…」「監査役職務にはA)会計監査とB)業務監査があると聞いたがA)に

限定したい…」といった依頼がよくあります。平成18年5月

に施行された会社法で、取締役会や監査役の組織(機関)設計が大きく変わり、中小の会社でも注意すべき事が起きています。特に①役員の変更は要注意で②監査役が廃止されると幾ら取締役が3人以

役員変更は要注意 **将棋倒し** の手続きが必要…!?

上いても③取締役会も廃止しなければならず、すると④株式の譲渡制限を設け「取締役会の承認要」と登記している会社は「株主総会の承認要」に変更を求められるという将棋倒しの手続きが必要にな

ります。印紙も①役員変更(辞任)で1万円(中小会社)③で3万円、②と④で3万円、計7万円かかる事に!! 会社法施行の際に「株券を発行する」と法務局の職権で登記されている場合は、この際実態に合わせて「発行しない」と変えておきましょう。

「売掛金等の債権回収や遺産相続・事業承継等

法律が関わる問題がこれから発生した時に、弁護士がすぐ相談に応じて対応してくれると助かるなア…」という声を聞くようになりました。当

事務所が社労業務もできる行政書士事務所として別府の現在

地で開業して37年が経過。地場産業の建設業や宅建・産廃業の業者様、病院・クリニック等医療関係の方々からのご依頼件数が累計6万8千件を超え、地元に着した事務所として業務を続けて来られたのは、本当



事務所の責任者に **弁護士** 西馬良和が就任します

に皆様のご愛顧のお陰です。心より感謝致します。

そこでより地域の為にお役に立つ事務所になる事を目指し西馬良和弁護士が行政書士の登録も行い7月から当事務所の責任者として頑

張らせて頂く事になりました。岩尾勝社労士も引き続き社労

業務の責任者として職責を果たして行く所存です。コンサル契約に弁護士の顧問契約を割安な料金でセットする事も

検討しております。乞うご期待!



労働保険(労災・雇用)と社保の算定基礎届の時期です。調査を見通した確認作業と準備を! 当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。